

平成 28 年 4 月 21 日
資源エネルギー庁

平成 28 年熊本県熊本地方の地震に係る 被害についてガスの災害特別措置を認可しました (第 2 報)

経済産業省は、本日、災害救助法が適用された熊本県において、被災したガスの需要家に対する特別措置の認可を行いましたのでお知らせします。

熊本県熊本地方の地震に伴う被害により、4 月 15 日に熊本県内全 45 市町村に対して、災害救助法を適用することが決定されました。

災害救助法適用地域において被災した需要家に対する災害特別措置として、ガス事業法第 37 条の 6 の 2 ただし書の規定に基づき、熊本県内の供給地点群（別紙 1 参照）に関し、本日、西部ガスエネルギー株式会社及び株式会社ツバメ商会から、料金その他の供給条件について特別措置（料金の支払期限の延長等）の申請を受け、電力・ガス取引監視等委員会の意見も踏まえ、即日災害特別措置（別紙 2 参照）の認可を行いました。

○簡易ガス事業者

- ・西部ガスエネルギー株式会社（適用対象地点群：22 地点群）
 - ・株式会社ツバメ商会（適用対象地点群：2 地点群）
- 地点群名称及び所在地は別紙 1 参照

当該災害特別措置は、災害救助法が適用された日（平成 28 年 4 月 14 日）まで遡及して適用されます。

なお、今後、被害が深刻化・長期化した場合などには、事業者から適宜申請を受けて、速やかに特別措置の認可を行う予定です。

(本発表資料のお問い合わせ先)

資源エネルギー庁

電力・ガス事業部ガス市場整備課長 藤本

担当者: 鈴木、小山田

電話: 03-3501-1511(内線 4751~6)

03-3501-2963(直通)

03-3501-8541(FAX)

■簡易ガス事業者：2事業者

○西部ガスエネルギー株式会社 22地点群(供給地点群名／所在地)

- ・安永トーヨドタウン／熊本県上益城郡益城町
- ・安永第2団地／熊本県上益城郡益城町
- ・ましき野／熊本県上益城郡益城町
- ・三里木青葉台団地／熊本県菊池郡菊陽町
- ・東ヶ丘団地／熊本県菊池郡菊陽町
- ・美咲野／熊本県菊池郡大津町
- ・栄温泉団地／熊本県合志市
- ・杉並台ネオポリス／熊本県合志市
- ・雇用促進住宅合志宿舎／熊本県合志市
- ・東急小山ニュータウン／熊本県熊本市東区
- ・小山トーヨドタウン／熊本県熊本市東区
- ・画図パークタウン／熊本県熊本市東区
- ・島団地／熊本県熊本市南区
- ・雇用促進住宅近見宿舎／熊本県熊本市南区
- ・雇用促進住宅竜田宿舎／熊本県熊本市北区
- ・田原坂ニュータウン／熊本県熊本市北区
- ・東急しらかわ台／熊本県熊本市北区
- ・葉山自由ヶ丘／熊本県熊本市北区
- ・竜田団地／熊本県熊本市北区
- ・プラントピア植木／熊本県熊本市北区
- ・くまなん花園台レイクタウン／熊本県宇土市
- ・雇用促進住宅不知火宿舎／熊本県宇城市

○株式会社ツバメ商会 2地点群(供給地点群名／所在地)

- ・マエダ向陽台団地／熊本県菊池郡菊陽町
- ・須屋新開団地／熊本県合志市

※簡易ガス事業とは、一般の需要に応じ簡易なガス発生設備（特定ガス発生設備）においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する事業であって、一の団地内におけるガスの供給地点の数が70以上のものをいいます。

ガス事業についての特別措置の内容

災害救助法適用地域において、被災した需要家から申出があった場合、以下の措置を適用する。

1. 被災によりガスが使用できなくなった需要家が、同一の場所で応急的にガスを使用するための臨時のガス工事について、平成28年6月30日までに申込みがあった場合、そのガス工事費は全額事業者の負担とする。
2. 被災された需要家の平成28年3月（支払期限が災害救助法適用日（平成28年4月14日）以降となるものに限る。）、4月及び5月検針分の各ガス料金の支払期限をそれぞれ1ヶ月間延長する。
3. 被災日（災害救助法適用日）の属する料金算定期間の翌料金算定期間から6ヶ月間において、被災された需要家がガスを全く使用しなかった料金算定期間については基本料金を免除する。